

Topics | トピックス

- ◆ 日本年金機構から2025（令和7）年度計画（案）が示される
- ◆ 2024年のパートタイム労働者比率30.86%～厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年分結果確報」
- ◆ 老齢年金請求書の電子サービスを利用できる人が拡大される
- ◆ 国民年金保険料の未納期間がある人に対して納付勧奨通知書（催告状）を送付
- ◆ 2024年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.4%

◆日本年金機構から2025（令和7）年度計画（案）が示される

厚生労働省は、2月6日に第77回社会保障審議会年金事業管理部会（部会長は松山遙（まつやまはるか）弁護士、部会長代理は辻 琢也（つじたくや）一橋大学大学院法学研究科教授）を開催した。「日本年金機構の令和7年度計画の策定について」が主な議事とされ、日本年金機構経営企画部より「日本年金機構令和7年度計画（案）の概要」について説明があり、それに対する意見交換が行われた。

【日本年金機構令和7年度計画（案）の概要】

日本年金機構の年度計画は、日本年金機構法において、中期計画に基づき毎年度の業務運営について定め、各年度の開始前に厚生労働大臣の認可を受けることとされている。

2025年度計画（案）で日本年金機構は、「引き続き、複雑な年金制度を実務とする機関として、無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付するための基幹業務の推進及びお客様サービスの一層の向上に取り組む」としている。組織目標は「挑戦と改革－お客様サービスの一層の向上のためデジタル化を推進－」、組織目標の達成に向けた重点取組施策は「業務処理のオンライン化の推進」、「お客様チャネルの再構築」、「基幹業務の更なる推進」、「柔軟で多様な働き方の実現」に定められた。

重点取組施策に定められた項目と、取組計画案の項目は次頁のとおり。

なお、取組計画案のⅠの「わかりやすい情報提供及びサービス改善の促進」のなかでは、年金委員の活動計画にも言及しており、「地域における普及・啓発活動として、年金委員の活動に必要な情報の発信、活動内容の把握、研修内容の充実等を実施し。また、機構ホームページ等を活用した広報、企業等への働きかけを強化し、委嘱を拡大するとしている。他にも、「関係団体との連携」として、市区町村、官公庁、教育関連団体、事業主団体、社会保険労務士会、年金受給者協会、外国人支援・交流団体等の各団体と連携し、効果的な普及・啓発活動を推進するとしている。

<重点取組政策>

- 業務処理のオンライン化の推進
- お客様チャネルの再構築
- 基幹業務の更なる推進
- 柔軟で多様な働き方の実現

<取組計画案>**I 提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項**

- ・国民年金の適用促進対策
- ・国民年金の保険料収納対策
- ・厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策
- ・厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策
- ・年金給付
- ・年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止
- ・年金相談
- ・分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進
- ・年金制度改正等への対応

II 業務運営の効率化に関する事項

- ・効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革）
- ・外部委託の活用と管理の適正化
- ・社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発
- ・ICTの推進

III 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

- ・内部統制システムの有効性確保
- ・個人情報の保護
- ・文書管理及び情報公開
- ・人事及び人材の育成

IV 予算、収支計画及び資金計画**V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画**

◆2024年のパートタイム労働者比率30.86% ～厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6（2024）年分結果確報」

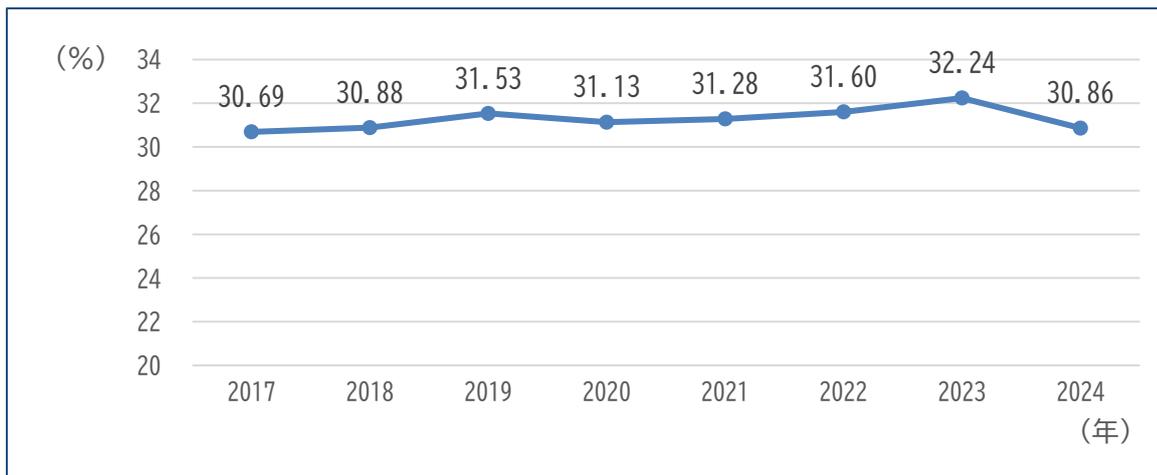
厚生労働省は2月25日、「毎月勤労統計調査 令和6（2024）年分結果確報」を公表した。調査によれば、2024年における現金給与総額の平均は、前年度比2.8%増の347,994円となった。産業別に見ると、額が最も高かったのは電気・ガス業の599,269円で、次いで情報通信業の527,751円であった。一方、最も低かったのは飲食サービス業等の140,437円であった。前年と比較して伸びが最も大きかったのは生活関連サービス等で、5.1%増（給付額は231,148円）であった。

月間実労働時間の平均は、前年度比1.0%減の136.9時間となった。産業別に見ると、最も長かったのは運輸業・郵便業の165.8時間で、次いで建設業の161.5時間、最も短かったのは飲食サービス業等の88.6時間であった。

労働異動率は平均で、入職率2.04%、離職率は1.94%となった。産業別に見ると、最も入職率が高いのは飲食サービス業の4.41%、次いで生活関連サービス等の2.96%であった。離職率が最も高かったのも飲食サービス業の4.10%で、次いで生活関連サービス等の2.65%であった。

パートタイム労働者比率はこの数年間、ほぼ横ばいで推移しているが、2024年は30.86%であった（図1）。

<図1> パートタイム労働者比率の推移<



※厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6（2024）年分結果確報」 統計表より作成。

◆老齢年金請求書の電子サービスを利用できる人が拡大される

日本年金機構は、2024年6月から老齢年金請求書の電子申請サービスを開始しているが、今年の3月から、従来紙の請求書を提出することが求められていた、配偶者や子どもがいる人（同一住所・同一世帯の場合）も新たに電子申請を利用できるようになった。

なお、下記の人とはこれまでと同様、老齢年金請求書の電子サービスを利用できないため、紙の請求書を年金事務所または街角の年金相談センターに提出する。

3月以降も老齢年金請求書の電子サービスを利用できない人

- 「公金受取口座」以外の口座で年金の受け取りを希望する人
- 別居、内縁または年収が850万円以上の配偶者がいる人
- 別居等の18歳以下（障害状態にある場合は20歳未満）の子どもがいる人
- 住民票住所と異なる住所を通知書等の送付先とする人
- 成年後見人等が本人に代わって請求する人
- すでに他の年金を受け取っている人
- 繰上げ請求または繰下げを希望する人

電子申請を利用できる人には、受給開始年齢に達する3カ月前に日本年金機構から送付している「年金請求書（事前送付用）」に、電子申請の案内リーフレット（図2）を同封する。また、マイナポータルを開設している人とねんきんネットを利用している人には、マイナポータルおよびねんきんネット経由でお知らせする。

<図2> 電子申請の案内リーフレット

紙での申請について

老齢年金請求書は、郵送していただくか、窓口にご持参ください。
年金加入状況によって、提出先が異なります。詳細は以下をご確認ください。
※電子申請により請求書を提出された場合、紙の請求書の提出は不要です。

【老齢年金請求書の提出先】

- ◎年金加入期間が国民年金（第1号被保険者）のみの方
⇒お住まいの市（区）役所または町村役場
- ◎それ以外の方
⇒お近くの年金事務所または街角の年金相談センター

年金事務所の所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。
【二次コード】 [検索またはURLを入力]

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

窓口でのご相談・手続き（インターネット予約または電話予約）

年金事務所または街角の年金相談センターでのご相談・手続きは、予約相談をご利用ください。
※ご予約の際は同封の「老齢年金請求書」などの基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

【予約相談の申込方法】

①インターネット予約（詳細はホームページをご確認ください。）

年金相談予約サイトにアクセス

【ネット予約の受付時間】 **8:00～23:30** (土日祝日)

【二次コード】 [検索またはURLを入力]

<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/yoyaku/>

②電話予約
表面記載の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。
※ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。
※登録曜日以降の日時からご予約いただけます。

海外で働いていた経験がある方へ（社会保障協定についてのお知らせ）

日本では、諸外国と二国間による社会保障協定を締結しており、協定相手国の年金制度に加入していた期間は、日本の年金制度の加入期間と通算することができます。また、協定相手国の年金の申請等の手続は、日本の年金事務所でも行うことができます。

社会保障協定の詳しい説明や、手続きに必要な書式については日本年金機構のホームページをご確認ください。

[社会保障協定]

老齢年金請求書のご提出について

スマートフォンで老齢年金の請求手続きができるようになりました。

ご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です！

約15分で手続きが完了します！

手続きの処理状況をスマートフォンから確認できます！

このリーフレットが開封されている方は、電子申請が可能です。
※老齢年金の請求は誕生日の前日以降に手続きできます。
※年金の振込先を公金受取口座以外にする場合など、電子申請を利用できない場合があります。詳しくはホームページをご覧ください。
申請方法や事前にご準備いただくものについては、中面をご覧ください。▶▶

ご不明点等は日本年金機構ホームページをご覧ください。

① 動画で確認
電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。以下のURLまたは二次コードから視聴できます。

【二次コード】

https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_seikyuu.html

② 相談チャットで確認
よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からご利用ください。

③ Q&Aで確認
よくあるお問い合わせに関するQ&Aを、日本年金機構ホームページに掲載しています。ホームページのトップ画面から、年金Q&Aを選択し、「年金Q&A（個人向けオンラインサービス）」からアクセスしてください。

電話でのお問い合わせ

0120-08-6001
(老齢年金請求者専用フリーダイヤル)

【受付時間】 月 曜日 8:30～19:00 ※050から始まる電話番号からの発信は、(東京) 03-6700-1165
火～金曜日 8:30～17:15 ※通常の通話料がかかります。
第2土曜日 9:30～16:00 ※発着の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。
● 休日ダイヤ、お休みの日や年末年始は受付できません。翌日以降の平日の朝9:00まで受け付けます。
● 土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。
● 代理人（ご家族以外）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号が必要となります。
● 一般の年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（ナビダイヤル）」もご利用いただけます。ナビダイヤルは、全国一律の通話料でご利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

日本年金機構
Japan Pension Service

● 年金請求の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」によりお知らせします。

◆国民年金保険料の未納期間がある人に対して納付勧奨通知書（催告状）を送付

日本年金機構は2月21日、国民年金保険料を納付していない期間がある人に対して国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を郵送した。催告状が届いた時点で、まだ国民年金保険料を納付していない場合は、手元にある納付書により速やかに納付するよう求めている

通知書には、2025年1月29日時点の情報に基づき国民年金保険料を納付していない期間と金額が記載されている。なお、2025年1月29日時点で国民年金保険料の免除等申請が審査中のときや、行き違いによりすでに納付した期間や免除等の承認された期間が未納と表示されてしまう場合がある。

国民年金保険料の納付方法については、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納付する場合、納付書により行う。手元に納付書がない場合は、年金事務所に連絡すれば再発行してもらえる。また、電子納付（Pay-easy）やスマートフォンの決済アプリを利用した電子決済もできる。納付書が手元になくても、ねんきんネットからインターネットバンキング等を利用して納付することもできる。

◆2024年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で83.4%

厚生労働省は2月28日、2024年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年12月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の83.4%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は771万月で、納付月数は643万月。

【2022年12月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.5ポイント増の84.5%であった。納付対象月数は753万月で、納付月数は636万月。

【2023年12月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.5%であった。納付対象月数は762万月で、納付月数は628万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.3%、2年経過納付率で島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.5%となった。